

岬給食検討第 1号  
平成26年6月2日

岬町長 田代 堯 様

岬町給食調理施設のあり方検討委員会

委員長 山本 奈美

答 申 書

平成25年8月5日付岬まち秘第107号において貴職から諮問を受けた学校給食調理施設での保育所給食調理について、諮問の趣旨を踏まえて慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

はじめに

本検討委員会は、平成25年8月5日に岬町長から「学校給食調理施設での保育所給食調理について」諮問を受けました。この諮問を受けた日に第1回会議を開催して以来、6ヶ月間に3回の会議を開催し、各委員は積極的な議論を交わしてきました。

この間、岬町の保育所及び幼小中学校の給食現場の状況を把握するため、町内の給食調理担当者から説明を受けるなど、学校給食調理施設での保育所給食調理の在り方を審議してまいりました。こうした経過を経て、本検討委員会の意見を取りまとめましたので答申いたします。

## 1. 審議にあたっての背景

昨今の社会経済情勢の影響や女性の社会進出の進展などにより、保護者の保育ニーズは、ますます多様化しており、その対応が求められています。

また、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が施行され、市町村は「行動計画」を策定することが義務づけられ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図ることが求められています。

一方、岬町の財政状況は、非常に厳しい状況になっていることから、財政再建団体への転落阻止、及び中長期的な財政収支の均衡等を目的とした「第2次行財政集中改革プラン」を策定し、この改革プランに基づき、既存の事務事業の見直し及び投資的経費の抑制などの行財政改革に向けた取組みがなされています。

こうした背景のなか、岬町では、少子化の影響をうけ町立保育所に入所する児童数が減少しています。また、既存の保育所給食施設は、施設建築から約40年が経過するなど老朽化が進んでおります。今後、更なる少子化の進展が見込まれるなか、より安全で安心な保育所給食を引き続き提供する施策の見直しが大きな課題となっています。

## 2. 保育所給食調理施設の設置基準、施設の現況等について

### (1) 給食調理施設の設置基準

児童福祉施設の一つである保育所の設備の基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号。以下「基準」という。）第11条において、「保育所に入所している幼児に食事を提供するときは、当該児童福祉保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供については、当該保育所の調理室において調理する方法により行わなければならない」。すなわち「自園方式」を規定しています。そして、同基準第32条において「調理室の設備の基準」が規定されています。

しかし、同基準32条の2においては、上記の自園方式の例外として、「当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供については、当該保育所外で調理し搬入する方式により行うことができる」。すなわち「外部搬入方式」が一定の基準を満たすことにより認められています。

なお、この外部搬入方式によることとしても「当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする」と規定しています。

厚生労働省においてはこの保育所における食事の提供に関して、保育所外で調理して搬入する「外部搬入方式」は、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第3条に基づく構造改革特別区域基本方針等により、この特別区域の認定を申請し、その認定を受けた公立保育所に限り、外部搬入方式を認めることとしていました。

その後、平成22年6月に厚生労働省は、満3歳以上の幼児に対する外部搬入方式の特別区域における規制の特例措置の全国展開を踏まえ、満3歳以上の幼児に対する食事の提供に限り、公立・私立を問わず全国展開することとし、満3歳に満たない幼児に対する提供については、引き続き、特別区域の認定を申請し、その認定をうけた場合に限り、外部搬入方式を認めることに変更しました。

こうした中、岬町では多奈川保育所の小学校併設を契機に、外部搬入する給食の対象者を0歳児（離乳食を除く。）からとする「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事例」として、特別区域の認定申請を行い、平成23年3月に厚生労働省から承認（深日保育所を除く。）を受けたところです。

また、調理施設の面積については、基準では特に定めはありませんが、「定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁で区画すること」など自治体が独自に基準を定めている事例があります。

## （2）給食調理施設の現況と課題等について

### ア、保育所給食調理施設の現況

岬町には淡輪（昭和56年開設）、深日（昭和53年開設）及び多奈川保育所（平成23年併設）の公立保育所の調理施設が設置されています。また、岬町子育て支援センターに併設された緑ヶ丘調理場（昭和47年開設、以下「緑ヶ丘調理場」という。）にも調理施設が設置されています。

そして、深日保育所においては、当該調理施設において調理した食事を提供する自園方式にて、淡輪及び多奈川保育所においては、緑ヶ丘調理場において調理した食事を提供する外部搬入方式により行っています。

なお、各保育所別の提供する年齢別の食事数は次のとおりです。

区 分		3歳以上	1・2歳	離乳食	アレルギー
自園方式	深日保育所	21	14	2	3
外部搬入 方式（緑ヶ 丘調理場）	淡輪保育所	71	32	3（自園）	11
	多奈川保育	16	3	0	0
	こぐま園	1	2	0	1

### イ、保育所給食調理施設の課題

現在、保育所給食調理施設として稼働する深日保育所調理室及び外部搬入方式による給食調理の拠点である緑ヶ丘調理場の調理施設としての課題は次のとおりです。

区 分	調理施設の概要		調理施設の現況及び課題
深日保育所調理室	建築年	昭和53年	調理面積が狭く、下処理場と調理場が区分されていないため、衛生面に課題がある。また、室内の湿度が高いため、換気設備の改修が課題となっている。
	調理面積	34㎡	
	調理場方式	ウェットシステム	
	調理能力数	150食	
	現状調理食数	57食	
緑ヶ丘調理場	建築年	昭和46年	建築から40年以上が経過し、老朽化が進行しているため、調理設備の入替えや換気設備の改修が課題となっている。
	調理面積	38.5㎡	
	調理場方式	ウェットシステム	
	調理能力数	250食	
	現状調理食数	182食	
淡輪保育所調理室	建築年	昭和55年	調理面積が狭く、十分な作業スペースが確保されていないため、作業スペースの確保が課題となっている。
	調理面積	26.4㎡	
	調理場方式	ウェットシステム	
	調理能力数	8食	
	現状調理食数	4食	

#### ウ、保育所給食調理職員の配置

保育所における職員は、児童福祉施設最低基準に定められた職員を配置することとされ、この最低基準によると調理職員については、定員40人以下の場合は1名、定員41人以上150人までは2名、定員151人以上の場合は3名以上を配置するように定めています。

また、健康増進法では、継続して1回100食以上又は1日250食以上の食事を提供する施設（特定給食施設）においては、栄養士又は管理栄養士を置くように努めることを定めています。

岬町では、この最低基準等を踏まえ、各給食調理施設に次の職員数を配置しています。

区 分	定 員	入所児童数	調理員(正)	調理員(臨)	調理員 合計
深日保育所	90	37	1	2	3
淡輪保育所	160	117	1	0	1
多奈川保育所	60	19	0	0	0
こぐま園	10	4	0	0	0
緑ヶ丘調理場	—	—	4(栄養士1)	4(配送員1)	8

### 3. 学校給食調理施設の設置基準、施設の現況等について

#### (1) 給食調理施設の設置基準

学校給食調理施設は、学校給食法で学校給食衛生管理基準が定められており、「学校給食施設は、衛生的な場所に設置し、食数に適した広さとする。」とされています。

また、児童等の数と調理施設の基準・面積については、学校給食法施行令第4条に単独校調理場、共同調理場の別に示されています。

学校給食法施行令第4条の児童等の数と面積の基準

	児童等の数	面積
単独校調理場	(略)	(略)
	401人から600人まで	150平方メートル
	(略)	(略)
共同調理場	(略)	(略)
	501人から1,000人まで	322平方メートル
	(略)	(略)

#### (2) 給食調理施設の現況と課題等について

##### ア、給食調理施設の現況

岬町には、幼稚園1園、小学校3校、中学校1校が設置され、学校給食センター（平成14年開設）及び岬中学校内に設置された岬中学校調理場（平成9年開設）の2つの調理施設で給食調理を行っています。

##### ① 幼稚園及び小学校の児童の給食

幼稚園及び小学校の児童の給食は、学校給食センターで調理を行い、外部調理搬入によって提供しています。

##### ② 中学校の生徒の給食

中学校の生徒の給食は、岬中学校調理場で調理を行い、自校方式によって提供しています。

なお、幼稚園、小学校及び中学校別の提供する学年別の食事数は次のとおりです。

区 分		3歳～5歳	1年～6年	職員等	合計
外部搬入方式 (学校給食センター)	淡輪幼稚園	84		9	93
	淡輪小学校		488	36	524
	深日小学校		175	24	199
	多奈川小学校		104	20	124
自校方式	岬中学校		439	23	462

### イ、学校給食調理施設の課題

現在、学校給食調理施設として稼働する外部搬入方式による給食調理の拠点である学校給食センター及び岬中学校調理場の調理施設としての課題は次のとおりです。

区 分	調理施設の概要		調理施設の現況及び課題
学校給食センター	建築年	平成14年	学校給食センターは約1,500食の調理能力を有しているが、児童数の減少に伴い、調理食数に余裕が生じている。また、ドライ方式を採用し、安全で衛生的な環境のなか給食調理を行っているが、大量調理を前提とした施設であるため、幼稚園児童に対するアレルギー食対応ができていない。
	調理面積	803.02㎡	
	調理場方式	ドライシステム	
	調理能力数	1,500食	
	現状調理食数	940食	
岬中学校調理場	建築年	平成9年	岬中学校調理場は、約1,000食の調理能力を有しているが、生徒数の減少に伴い、調理食数に余裕が生じている。
	調理面積	290㎡	
	調理場方式	ウェットシステム	
	調理能力数	1,000食	
	現状調理食数	462食	

### ウ、給食調理員の配置

学校給食調理施設における調理員は、「学校給食に従事する職員の定数確保及び身分安定について」（昭和35年12月14日付け体育局長通知）を踏まえ配置することとされており、児童又は生徒の数が100人以下の場合は1人又は2人、101人～300人の場合は2人、301人～500人の場合は3人、501人～900人の場合は4人、901人～1,300人の場合は5人、1,301人以上の場合は6人に児童生徒数500人増すごとに1人を加えた数と定められています。

また、栄養教諭及び学校栄養職員については、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（平成33年法律第116号第8条の2）において、共同調理場では児童又は生徒の数が1,500人以下の場合は1人、1,501人～6,000人の場合は2人、6,001人以上の場合は3人を配置することと、単独校では549人以下の場合は4校に1人、550人以上の場合は1人を配置することと定められています。

岬町では、この最低基準等を踏まえ各給食調理施設に次の職員数を配置しています。

区 分	児童・生徒数	調理員(正)	調理員(臨)	調理員合計
学校給食センター	851	3	8	11
岬中学校調理場	439	1	4	5

#### 4. 本町の給食調理施設の現状

本町の給食調理施設の現状は、保育所関連施設は狭く老朽化が進行しており、労働環境が悪い状況にあります。一方、学校関連施設は、調理能力や調理面積に余裕があり、労働環境も比較的良好です。

#### 5. 給食施設に係る岬町が取るべき施策の方向について

本検討会において慎重な審議を踏まえ、学校給食調理施設での保育所給食調理の在り方に対する意見は次とおりです。

##### (1) 保育所給食の在り方について

現有の保育所給食調理施設は、施設の老朽化及び調理スペースの狭小などが見られ、給食調理に係る衛生環境や職員の労働環境の改善が必要な状況にあります。

国の基準においては、保育所に入所する幼児に食事を提供するときは、当該保育所の調理室において調理する自園方式を原則としていることから、将来を見据え、本町の財政状況や児童数の動向を勘案しながら、自園方式による保育所給食の充実に向け検討する必要があります。

一方で、当該保育所外で調理し搬入する外部搬入方式も一定の基準を満たすことで認められており、岬町における現行の外部搬入方式においては離乳食を除き、1・2歳、3歳以上及びアレルギー対応食を提供するなどきめ細やかな給食の提供が行われています。この現行のメリット面を維持・継続しながら、現有の保育所給食調理施設の改修を前提として、学校給食施設の活用を含めた外部搬入方式による保育所給食の充実に向け検討する必要があります。

##### (2) 学校給食の在り方について

現有の学校給食調理施設については、建設年度は比較的新しく「フルドライ方式」を導入するなど、施設の状態は良好な状態を保っており、調理スペースも少し余裕が有るように見られます。

今後、児童・生徒の減少が見込まれるなか、施設の衛生環境の維持を図りつつ、安全・安心の給食の提供に努めるとともに、今後、給食調理施設にて生じる余裕スペースの活用策の一環として、幼稚園児への給食内容と類似する3歳児以上の保育所入所者への給食の提供について検討する必要があると考えられます。

なお、本検討会の答申内容については、引き続き、保育所及び学校関係保護者、地域住民の意見を十分に反映して、また、新たな財政負担については、岬町の財政状況を踏まえて進める必要が有ることを申し添えます。

## 6. 在り方検討委員会での審議について

### (1) 第1回岬町給食調理施設のあり方検討委員会

ア 開催日時 平成25年8月5日(月) 午後2時開会

イ 議事内容

- ① 委員長及び副委員長の選出について
- ② 町長からの諮問
- ③ 岬町給食調理施設の現状について
- ④ 各調理施設見学
  - ・ 緑ヶ丘調理場(保育所給食)・中学校調理場(学校給食)
  - ・ 深日保育所調理場・学校給食センター調理場

### (2) 第2回岬町給食調理施設のあり方検討委員会

ア 開催日時 平成25年8月30日(金) 午後3時開会

イ 議事内容

- ・ 今後の給食調理施設のあり方について

ウ 主な意見

- ① 保育所給食関係
  - ・ 保育所給食施設は老朽化が進み改修が必要であり、調理スペースが狭いなど環境的な課題も抱えている一方、学校給食センターは新しく、調理食数にも余裕がある。
  - ・ 保育所給食の調理が学校給食センターで行われれば、岬町内の3～5歳児は同じメニューの給食を食べることができ、とても良い。
  - ・ 保育所給食と学校給食を一緒に調理できれば、アレルギー対応食をしていない幼稚園給食がアレルギー対応食の点が改善されるので良い。
  - ・ 深日保育所調理場は施設が狭く、下処理場と調理場を兼用しているので作業効率が悪いのではないかと。
  - ・ 現行の自園調理のままをお願いしたい。
  - ・ 緑ヶ丘調理場は老朽化しているが建替えや改修を行えば継続的に使用できる。
  - ・ 平成29年頃には児童数の減少により160名程度になり、その頃には深日保育所で全ての保育所給食の調理が可能ではないかと。
  - ・ 深日保育所での配送は問題なく行えるのか。
- ② 学校給食関係
  - ・ 学校給食センターで保育所給食の調理が行われれば、岬町内の3～5歳児は同じメニューの給食を食べることができ、とても良い。
  - ・ 最新設備の整った学校給食センターは調理能力数も十分に余裕があり、保育所給食の普通食を作るのは妥当である。
  - ・ 幼稚園給食はアレルギー食の対応をしていないので保育所給食と学校給食を一緒に調理できれば幼稚園児もアレルギー食の点が改善されるので良い。

(3) 第3回岬町給食調理施設のあり方検討委員会

ア 開催日時 平成25年2月21日(金) 午後3時開会

イ 議事内容

- ・「答申書(案)」について

ウ 主な意見

- ・比較的新しく、また調理能力に余裕がある学校給食調理施設と老朽化が進む保育所給食調理施設の現状を踏まえ、現有施設の有効利用の視点から保育所の3歳以上は学校給食調理施設にて、2歳以下は保育所給食調理施設を統合させる方向で学校給食センターを使用するのはやむを得ないが、将来的に、また財政的に可能であれば、できるだけ早く自園方式にしてほしい。
- ・委員の皆さんからいただいた意見を踏まえ、短期的な視点、中長期的な視点から文言を修正させていただきたいので、委員長に一任する。

岬町給食調理施設のあり方検討委員会委員

委員長	山本	奈美
副委員長	白井	保二
委員	古橋	重和
委員	古谷	清
委員	谷川	正明
委員	中筋	由美子
委員	濱崎	聡志
委員	貴治	亜子
委員	佐藤	あかり
委員	溝口	幸絵

順不同